

立山町低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、立山町が発注する建設工事及び建設工事に係る委託業務の入札における低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（同令第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて行う調査をいう。以下「調査」という。）及び措置の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 調査の対象は、次の各号に定める入札とする。ただし、予定価格設定権者が設定する必要がないと認めるときは、対象外とする。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の工事（以下「適用工事」という。）
- (2) 予定価格が1,000万円以上の建設工事にかかる委託業務（業務の種類が測量、土木関係建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び建築関係建設コンサルタントであるものをいう。以下「適用業務」という。）

(調査基準価格)

第3条 適用工事及び適用業務の入札に当たり、予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を定め、予定価格書にその価格を記載するものとする。

2 適用工事の調査基準価格は、予定価格算出の基礎となる別表第1の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（以下「適用工事上限額」という。）を超える場合は適用工事上限額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（以下「適用工事下限額」という。）に満たない場合は適用工事下限額を調査基準価格とする。

3 適用業務の調査基準価格は、予定価格算出の基礎となる別表第2の左欄に掲げる業務の種類ごとに、同表の算出基礎の欄に掲げる予定価格算出の基礎となった額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の8.1（測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額（以下「適用業務上限額」という。）を超える場合は適用業務上限額を、予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額（以下「適用業務下限額」という。）に満たない場合は適用業務下限額を調査基準価格とする。

（入札参加者への周知）

第4条 適用工事若しくは適用業務の指名通知書又は発注公告に、調査基準価格を設けたことを明記するものとする。

（失格基準価格）

第5条 予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者（以下「失格基準価格算定対象者」という。）がある場合は、失格基準価格算定対象者（失格基準価格算定対象者が3者に満たない場合は、入札参加者のうち、申込みに係る価格（以下「入札価格」という。）が低い者から順に3者）の入札価格を平均した額に10分の9を乗じて得た額（1円未満切捨て）を失格基準価格として設定する。

2 失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が失格基準価格に満たない者は、失格とする。ただし、当該者の入札価格が、予定価格の算定の基礎となった別表第3の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満切捨て）の合計額（次項において「合計額」という。）以上となる場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する入札価格を平均した額を算定できない場合においては、失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が合計額に満たない者は、失格とする。

4 第1項から前項までの規定は、工場生産品等（納品時に仕様を満たすことの検査を行うこと等により、品質が確保されるものと認められるものに限る。）の設計額が直接工事費の10分の7に相当する額を超える場合には、適用しない。

（落札者の決定の保留）

第6条 入札執行者は、入札の結果、失格基準価格算定対象者（前条第2項又は

第3項の規定により失格となった者（以下「失格者」という。）を除く。）がある場合は、落札者の決定を保留する。

（調査の実施）

第7条 前条の規定により落札者の決定を保留したときは、資料等を入札者から提出させ、入札者がその入札金額で契約に適合した履行ができるかどうかを判断するための調査を実施するものとする。

- 2 調査担当者は、土木統括監、契約担当課長及び適用工事又は適用業務を担当する課長とし、失格基準価格算定対象者（失格者を除く。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（別に定める立山町公共工事総合評価方式実施要領第2条に規定する総合評価方式の対象工事（以下「総合評価方式対象工事」という。）の場合は、評価値が最も高い者。以下「最低価格入札者」という。）が落札者とされた場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、別表第4に定める項目について、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書（様式第1号）を作成するものとする。この場合において、同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるとき（総合評価方式対象工事の場合は、評価値が同じでかつ同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるとき）は、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定するものとする。
- 3 調査担当者は、最低価格入札者に対して、低入札価格調査に係る入札事情説明書（様式第2号。以下、「調査資料」という。）の提出を求めるときは、低入札価格調査に係る意向申出書（様式第3号。以下、「意向申出書」という。）についても、提出を求めるものとする。
- 4 最低価格入札者は、調査資料の提出を求めた日の翌日（立山町の休日を定める条例（平成元年立山町条例第21号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）までに意向申出書を提出するものとする。期日までに意向申出書を提出しない場合は、当該者が行った入札は無効とする。なお、この場合は、原則として、立山町建設工事等指名停止要領（令和6年立山町告示第131号。以下「指名停止要領」という。）に定める不誠実な行為であるとみなし、当該者を同要領の措置の対象とする。
- 5 最低価格入札者が、意向申出書において調査を受ける意向がある旨を申し出た場合は、調査資料の提出を求めた日の翌日から起算して3日（休日を除

く。)以内に調査資料を提出するものとする。期日までに調査資料を提出しない場合は、当該者が行った入札は無効とする。なお、この場合は、原則として、指名停止要領に定める不誠実な行為であるとみなし、当該者を同要領の措置の対象とする。

- 6 最低価格入札者が、意向申出書において調査を受ける意向がない旨を申し出た場合は、調査資料の提出は要しないものとし、当該者が行った入札は無効とする。この場合において、当該者は、無効を理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

(審査会の審査及び意見の表示)

第8条 調査担当者は、低入札価格調査書を第12条に定める立山町低入札価格審査会(以下「審査会」という。)に提出し、その意見を求めるものとする。

- 2 審査会は、契約担当課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、意見を表示するものとする。

(審査会の意見に基づく落札者の決定)

第9条 契約担当課長は、審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者を落札者とする。

- 2 契約担当課長は、審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格入札者を落札者とせず、最低価格入札者の次に低い価格をもって入札をした者(総合評価方式試行対象工事の場合は、評価値が最も高い者に次いで評価値が高い者。以下「次順位者」という。)を落札者とする。

- 3 前項に規定する場合において、次順位者が調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者であるときは、第7条及び前条並びに前項の規定による手続(次項において「落札者決定手続」という。)を経て、落札者とするかどうかを決定するものとする。

- 4 前項の規定による落札者決定手続を経た結果、次順位者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、次順位者の次に低い価格をもって入札をした者(総合評価方式試行対象工事の場合は、次順位者に次いで評価値が高い者)(調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者に限る。)から順に、落札者決定手続を経て、落札者を決定するものとする。

(入札参加者への通知)

第10条 町長は、前条の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に対し、落札者の商号又は名称及び落札金額を通知するものとする。

(調査基準価格等の公表)

第11条 落札者の決定後、調査基準価格を公表するものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定により最低価格入札者を落札者としなかったときは、審査の結果の概要を公表するものとする。

(審査会の設置)

第12条 第8条第2項に定める審査を行うため、審査会を設置するものとする。

2 審査会の構成員は、立山町請負工事等入札資格審査及び入札参加業者選定に係る委員会等に関する規程(平成13年立山町訓令第2号)に規定する立山町請負工事等入札参加業者選定委員会の委員をもって充てる。

3 審査会に会長を置き、副町長をもってこれに充てる。

4 会長は、審査会の会務を処理し、会議の議長となる。

5 審査会に会長代理を置くことができる。

(調査期間等における入札価格の制限)

第13条 最低価格入札者又は第9条第3項若しくは第4項に規定する失格基準価格算定対象者は、当該入札の落札者とするか決定するまでの間、建設工事の種類にかかわらず他の工事において調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできない。

2 調査を経て落札者となった者は、当該工事の引渡し日までの間、建設工事の種類にかかわらず他の工事において調査の対象者となること及び調査基準価格を下回る価格で入札を行うことはできない。ただし、落札者の責によらない事由により当該工事の工期を延長したときは、あらかじめ公告、仕様書により工期の延長が明示されていた場合を除き、当初に予定していた工事完成期限を引渡し日とみなす。

3 前2項に規定する者が、他の工事において調査の対象者となる場合及び調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合、その者の入札を無効とする。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、第1項及び第2項に規定する者が行った調査基準価格を下回る価格での入札を無効としないことができる。なお、この場合においては、その旨を入札公告又は指名通知書にあらかじめ記載するものとする。

- (1) 第5条第4項の規定により失格基準価格を適用しない工事
- (2) 前号のほか立山町請負工事等入札参加者資格審査委員会又は立山町請負工事等入札参加業者選定委員会が認めた工事
- 5 同一開札日に1者が2以上の案件において、調査基準価格を下回る入札をした場合は、建設業法別表第一に掲げる建設工種の種類順に予定価格の高いものから調査の対象者を決定する。
- 6 町長は、第1項又は第2項に該当する者に対して、調査基準価格を下回る価格での入札の制限通知書（様式第4号）により、その旨を通知する。
- 7 町長は、第2項ただし書に該当する者に対して、調査基準価格を下回る価格での入札の制限期間変更通知書（様式第5号）により、その旨を通知する。
- 8 第1項又は第2項に規定する者が共同企業体である場合、各構成員について各項の規定を適用する。

（調査基準価格を下回る価格で入札した者との契約）

第14条 調査基準価格を下回る価格で入札した者と契約を締結する場合には、関係規程及び特記仕様書等に基づいた対応を行う。

（細則）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和8年3月2日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知するものから適用する。

別表第1（第3条第2項関係）

費用	割合
直接工事費	100分の97
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の90
一般管理費等	100分の68

別表第2（第3条第3項関係）

業種区分	算出基礎
ア 測量業務	直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に100分の50を乗じて得た額
イ 土木関係の建設コ	直接人件費の額

ンサルタント業務	直接経費の額 その他原価の額に100分の90を乗じて得た額 一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額
ウ 地質調査業務	直接調査費の額 間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額 解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額 諸経費の額に100分の50を乗じて得た額
エ 補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に100分の90を乗じて得た額 一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額
オ 建築関係の建設コ ンサルタント業務	直接人件費の額 特別経費の額 技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額 諸経費の額に100分の60を乗じて得た額

別表第3（第5条第2項関係）

適用工事

費用	割合
直接工事費	100分の85
共通仮設費	100分の85
現場管理費	100分の90
一般管理費等	100分の55

適用業務

費用	割合
ア 測量業務	直接測量費の額に100分の85を乗じて得た額 測量調査費の額に100分の85を乗じて得た額 諸経費の額に100分の48を乗じて得た額
イ 土木関係の建設コ ンサルタント業務	直接人件費の額に100分の85を乗じて得た額 直接経費の額に100分の85を乗じて得た額 その他原価の額に100分の90を乗じて得た額 一般管理費等の額に100分の48を乗じて得た額
ウ 地質調査業務	直接調査費の額に100分の85を乗じて得た額 間接調査費の額に100分の85を乗じて得た額 解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額 諸経費の額に100分の48を乗じて得た額
エ 補償関係コンサル タント業務	直接人件費の額に100分の85を乗じて得た額 直接経費の額に100分の85を乗じて得た額 その他原価の額に100分の90を乗じて得た額 一般管理費等の額に100分の45を乗じて得た額

オ 建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額に100分の85を乗じて得た額 特別経費の額に100分の85を乗じて得た額 技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額 諸経費の額に100分の60を乗じて得た額
--------------------	--

別表第4（第7条第2項関係）

適用工事	適用業務
<p>ア 当該価格により入札した理由（当該入札価格に対応する内訳書を徴する。）</p> <p>イ 当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況</p> <p>ウ 当該工事に関連する手持ち工事の状況</p> <p>エ 当該工事の施工場所と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）</p> <p>オ 手持ち資材の状況</p> <p>カ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係</p> <p>キ 手持ち機械及び設備の状況</p> <p>ク 労務者の具体的な供給の見通し</p> <p>ケ 第1次下請契約予定者名及びその契約予定金額</p> <p>コ 配置予定の技術者（必要に応じ施工体制台帳案及び施工体系図案を提出させる。）</p> <p>サ 建設資材の分別解体及び搬出についての計画</p> <p>シ 過去に施工した公共工事名及び発注者</p> <p>ス シのうち立山町が発注した工事についての工事成績（立山町請負工事成績評定要領に基づく工事の成績評定点をいう。）</p> <p>セ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会による。）</p> <p>ソ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金支払の状況、下請代金の支払状況等）</p> <p>タ その他調査担当者が必要と認める事項</p>	<p>ア 当該価格により入札した理由</p> <p>イ 手持ち業務の状況</p> <p>ウ 当該業務の履行箇所と入札者の事業所との関連（地理的条件）</p> <p>エ 手持ち機械等の状況</p> <p>オ 技術者等の供給見通し及び履行体制</p> <p>カ 入札価格の積算内訳</p> <p>キ 再委託予定業者及びその契約予定金額</p> <p>ク 過去に履行した同種又は類似業務の名称及び発注者</p> <p>ケ 経営状況</p> <p>コ 信用状況（賃金支払の状況、再委託先への支払状況、法律違反の有無等）</p> <p>サ その他調査担当者が必要と認める事項</p>